

西尾市 通所介護相当サービス(独自)サービスコード表【パターン2】要支援2週1回利用 (1単位:10.27円) 令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位	算定単位
種類	項目							単位	
A 6	1221	通所型独自サービス/22	イ 通所型サービス費 (独自)	要支援2(週1回程度)		1,798単位		1,798	1月につき
A 6	1222	通所型独自サービス/22日割				59単位		59	1日につき
A 6	1223	通所型独自サービス1回数/22・回数		要支援2(週1回程度)※1月の中で4回まで		436単位		436	1回につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			事業対象者・要支援2	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			事業対象者・要支援2		4 単位減算	-4	1回につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212			事業対象者・要支援2	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222			事業対象者・要支援2		4 単位減算	-4	1回につき
A 6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A 6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A 6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A 6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A 6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A 6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A 6	6320	通所型独自サービス一体的サービス提供加算/2	リ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A 6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/22	ヌ サービス提供体制強化加算		要支援2(週1回程度)	88単位加算	88		
A 6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一の建物に居住する者 又は同一建物から利用する者に サービスを行う場合	1週あたりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき	
A 6	6227	通所型独自サービス同一建物減算/23		1月あたりの回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	94単位減算	-94	1回につき	
A 6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22		要支援2(週1回程度)		72単位加算	72		
A 6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22		要支援2(週1回程度)		24単位加算	24		
A 6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A 6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A 6	6210	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A 6	6211	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A 6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ワ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A 6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)加算		所定単位数の92/1000 加		1月につき	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)加算		所定単位数の90/1000 加			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)加算		所定単位数の80/1000 加			
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)加算		所定単位数の64/1000 加			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	8014	通所型独自サービス/22・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	要支援2(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合×70%	1,258	1月につき
A 6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			59単位		41	1日につき
A 6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		要支援2(週2回程度) ※1月の中で4回まで		436単位	305	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位	算定単位
種類	項目						単位	
A 6	9014	通所型独自サービス/22・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	要支援2(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			59単位		41	1日につき
A 6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		要支援2(週1回) ※1月の中で4回まで		436単位	305	1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。
※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。